

# 「インボイス制度」の導入について

2023年10月1日以降、『インボイス制度』が導入されます。原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」そのものの保存が仕入税額控除の要件となります。

特に、消費税免税事業者の方は、今後の取引に影響してくる可能性があります。

## ■インボイス制度とは？

適格請求書(以下、インボイス)と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやりとりを通じ、インボイスを受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除をできるようにする制度です。インボイスには、従来の請求書の記載内容に加えて、登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要ですが、インボイスを発行するには、税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の発行を受ける必要があります。

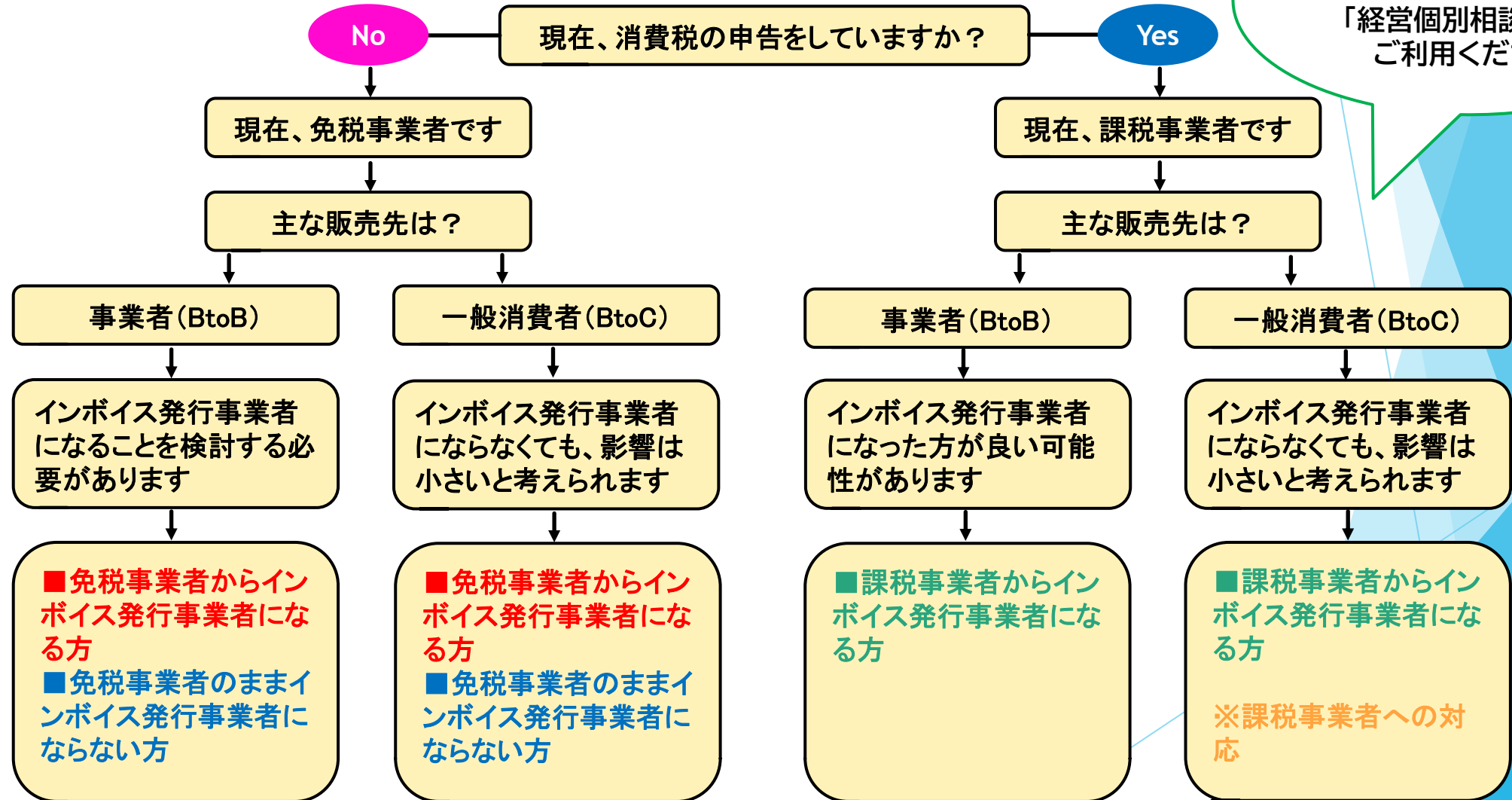
では、インボイス制度が始まると、どのようなことが起こるのでしょうか。

まず、自社がインボイスを発行できないと、販売先は仕入税額控除ができません。消費税の負担が増えるため、取引を見直す可能性があります。

また、仕入先がインボイスを発行しないと、その分の仕入税額控除ができないため、自社の消費税負担が増える可能性があります。

今後インボイス発行事業者になるかどうかについては、以下のフローチャートを参考にご検討ください。

あなたはどのタイプの事業者？今すぐチェック！



ご自身のタイプが分かったら、具体的な相談は、「経営個別相談会」をご利用ください

前ページのフローチャートについてはあくまでも参考ですので、すべての事業者の方に必ず当てはまるものとは限りません。

そのため、立川商工会議所では、毎月第三水曜日に「経営個別相談会」を開催しており、この個別相談会の中で、インボイス制度に関し税理士による個別相談の対応を実施しています。

相談費用は無料ですので、インボイス制度導入に向けた準備や対策などでお困りの方は、是非立川商工会議所の「経営個別相談会」をご利用ください！

立川商工会議所  
「経営個別相談会」ご予約QRコード →



【本件に関するお問い合わせ】  
立川商工会議所 中小企業相談所  
TEL:042-527-2700